

(定期調査報告書別紙)

## 特定建築設備等の設置状況

建築基準法第12条第3項に規定する特定建築設備等の設置状況は以下のとおりです。

※棟ごとの設置状況がわかるようにシート又は表のコピーにより作成してください。

棟番号・棟名 \_\_\_\_\_

○昇降機（施行令第16条第3項第1号、H29告示第240号第2）

種別	有無	台数	摘要（設置場所等）
エレベーター			
小荷物専用昇降機			
エスカレーター			

※住戸内昇降機、労働安全衛生法に基づく検査済の昇降機、テーブルタイプの小荷物専用昇降機を除く

○建築設備（施行細則第5条第1項1号）

種別	有無	系統数	摘要（設置場所等）
換気設備			
排煙設備			
非常用の照明装置			

※法第28条第2項ただし書き及び同条3項により設置された換気設備(壁付、同一室完結の換気設備等を除く)、機械排煙設備、バッテリー内蔵型以外の非常用の照明設備がそれぞれの対象

※系統数は一つの送風機や電源ごとの系統とし、設備図、施設管理者へのヒアリングにより確認できる範囲にて、記載をお願いします

○防火設備（施行令第16条第3項第2号、H29告示第240号第3、施行細則第5条第1項2号）

種別	有無	枚数	摘要（設置場所等）
防火設備			
防火シャッター			
耐火スクリーン			
ドレンチャー			

※常時閉鎖式の防火設備、防火ダンパー、外壁開口部の防火設備を除く